



## つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 217 号 2010.12.14 発行 社会政策研究所

=====

### 障がい者改革会議、現状認識に関係省庁と隔たり

キャリアブレイン 2010年12月13日

内閣府の「障がい者制度改革推進会議」は12月13日、28回目の会合を開き、事務局が前回示した「障害者制度改革の重要方針について」(第二次意見)の素案に対して関係省庁から寄せられた「実施・検討に当たっての留意点」を参考に、第二次意見の取りまとめに向けた議論が進められた。委員からは、同会議の障害者に関する現状認識と、関係省庁が留意点として示した内容に隔たりがあると指摘する声が多数出た。

会合では、障害の程度に応じて受刑者が実行可能な刑務作業を指定するなどの配慮を講じているとする法務省の見解に対して、大谷恭子委員(弁護士)が「(実際は)知的障害のある受刑者が効率の悪い作業を独居拘禁などでさせられ、工賃に不利益を課せられている問題がある」と述べるなど、関係省庁の現状認識が実情とは異なるとする意見が相次いだ。

こうした意見を踏まえ、山崎公士委員(神奈川大教授)は「(既に障害者に配慮を講じているとする)各省庁は、来年からのわたしたちの議論に向けて予防線を張っているのではないか」と不安視した。

議論を受け、新谷友良委員(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会常務理事)は、関係省庁の現状認識を確認するための集中ヒアリングの実施を求めたが、同会議は予定通り17日の第二次意見取りまとめを目指すことを確認した。

### 追跡・累犯：加藤公一首相補佐官、南高愛隣会・田島良昭理事長に聞く

毎日新聞 2010年12月14日

生活苦などを動機として刑務所と社会を行き来する知的障害者や高齢者の問題をどう解決したらいいのか。今年8月、副法相として「再犯防止施策の今後の展開」と題する中間報告にかかわった加藤公一首相補佐官(46)と、国の研究(<注>参照)をリードする長崎県雲仙市の社会福祉法人「南高愛隣会(なんこうあいりんかい)」の田島良昭理事長(65)に今後の課題などを聞いた。

#### 対策に数値目標設けよ - - 加藤公一首相補佐官

- 中間報告では、高齢者や知的障害者への福祉を取り入れた支援の必要性を指摘しているが。

例えば、高齢で刑務所を出ても行く所もない、お金もない、食べるものもない、仕方なく万引きなどをして、また捕まって刑務所に戻る。こういう悪循環にはまっている人がかなりの数に上る。刑務所に入る前に福祉が支援して、自立してもらう方が社会全体にプラスではないか。(出所者には)ホームレスになる人も多いと聞いており、社会復帰のため一人一人の特性に合った就労支援も必要だ。

- 中間報告の結論は「政府全体での議論が必要」だった。

治安を大幅によくしようとすれば、再犯を徹底的に防止することが一番効果的だ。だ

が、それは法務省だけではできない。福祉と就労支援は厚労省の役割が大きいので、両省が合弁会社でやるイメージが必要だ。そのスタートラインとして、「犯罪対策閣僚会議」の下に横断的な政策展開を検討する会議体を作った。

- - 中間報告の取りまとめに当たり、数値目標を設定しようという提案もあったが。

予算の裏付けがない段階での数値目標設定は合理的ではなかった（ため見送られた）。ただ、施策が出そろった段階で何年か先を見た目標設定はすべきだ。再犯率を下げるとか、刑務所収容者を減らすとか、数字で効果を測るほうが良い。政府の事業は締め切りや数値目標をあいまいにしてきた。風穴を開ける意味からも必要だ。

- - 副法相の立場を離れたが、自身のテーマとして取り組む？

法務行政を1年担当し、結果を出せたこともあれば、途上のこともある。再犯防止はもちろん、取り調べの可視化、法曹養成制度の見直しは1年ではまとめようがない課題。政務三役のバックアップはしたいし、ぜひ結論を出したい。首相補佐官はどこかの役所に属しているわけではないので、その自由度を生かして応援していきたい。【聞き手・石川淳一】

#### 障害に応じた仕組みを - - 南高愛隣会・田島良昭理事長

- - 問題に着目したきっかけは。

元衆院議員の山本譲司さん（48）の話を聞いたのが始まり。山本さんが服役経験をまとめた「獄窓記」の出版前だったが、私は「刑務所にそんなに障害者がいるなんて本当か」と思った。だが、出所者に聞いてみると、山本さんの指摘通り。勉強を重ねる中で法務、厚生労働省の担当者に恵まれ、国の研究につながった。

- - 37道府県に地域生活定着支援センターができたが、活動には地域差もある。

全都道府県にセンターを設立するのが第一歩。年度内に40カ所くらいまでいけそうな見通しだ。どんな事業も最初はよちよち歩きなのは当たり前で、地域にある福祉の受け皿によって活動内容に差も生じる。

- - ほかに課題は。

現状はまだ「ロープ1本」で緊急的に救出するようなイメージ。もっと頑丈な「橋」を作らないといけぬ。例えば、刑務所に入る際、障害の有無が見極められていない。出所時を想定して、早い段階から社会に適応させるためのステップを踏ませる必要がある。（刑務所出所者が自立のため一時的に入所できる）更生保護施設はアパートを借りて運営できる方式を導入し、定員増を柔軟に認めるべきだ。

- - 代表者を務める国の研究の第2弾が進んでいるが。

容疑者や被告の段階で、障害の特性に応じた自立や更生のあり方を検討できる仕組みが必要だ。愛隣会では30年間で罪を犯した少年ら110人を受け入れ、うち107人が立派に社会生活を送っている。研究として、精神科医らで作る第三者の「判定委員会」が障害の有無を見極め、必要に応じて裁判で刑の執行猶予を求めるモデル事業を始めた。【聞き手・銭場裕司】

=====

<注> 罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究

06～08年度にあった厚生労働科学研究の一つ。罪を犯した障害者らをどう社会復帰させるかを研究、刑務所や更生保護施設への社会福祉士配置などにつながった。

#### 介護職員の医行為の範囲など示した中間まとめを了承—厚労省検討会

キャリアブレイン 2010年12月13日

厚生労働省の「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」（座長＝大島伸一・独立行政法人国立長寿医療研究センター総長）は12月13日、6回目の会合を開き、厚労省が示した中間まとめ案を大筋で了承した。介護職員が実施できる医行為の範囲や、実施できる施設などが盛り込まれている。これを受け厚労省では、関

連法案を来年の通常国会に提出する方針。

#### ■医行為は介護福祉士の「業務」

中間まとめでは、介護職員らが実施できる医行為の範囲として、たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）と経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）を提示。医行為を実施する人としては、介護福祉士をはじめとした介護職員のほか、保育所の保育士や特別支援学校などの教職員を挙げている。

特に介護福祉士については、「業務」としてたんの吸引などを実施できるよう、養成カリキュラムに関連内容を追加すると明記。既に介護福祉士の資格を取得している人については、追加研修を修了することで実施できるとしている。また、介護福祉士以外の介護職員らも研修を修了すれば、一定の条件下で実施できる。

#### ■研修は「可能な限り施設・在宅等の現場で」

研修を実施する場所としては、「可能な限り施設・在宅等の現場で行う」としている。研修の大まかな内容については、不特定多数の人に医行為を実施する場合と、重度障害者などの施設の職員や特別支援学校などにおける教職員など、特定の人を対象とする場合とを区別。特定の人を対象とする場合は、実地研修を重視した研修体系とするとされている。ただ、具体的な研修内容については、実施中の「介護職員によるたんの吸引等の試行事業」の結果を踏まえ、検討するとしている。

#### ■医療機関は実施の対象外に

たんの吸引などを行う条件については、「一定のニーズはあるが、看護職員だけでは十分なケアができない施設、在宅などとして、医師・看護職員と介護職員らの適切な連携・協働が確保されていること」と明記。介護職員らがたんの吸引などを実施できるのは、介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護など）障害者支援施設など（通所施設およびケアホームなど）在宅（訪問介護、重度訪問介護など）特別支援学校—となっており、この中で一定の基準を満たした施設や事業所を都道府県が登録し、指導・監督する。医療機関については、対象外となった。

#### ■実施時期は「2012年度を目指す」

制度の実施時期としては、「2012年度の実施を目指す」と明記された。現在、一定の条件下でたんの吸引などを実施している人に対しては、必要な経過措置を設けることを付記。介護福祉士についても、養成課程の整備や新たなカリキュラムでの養成期間などを踏まえた実施時期とするとされた。なお、介護職員らによるたんの吸引などの行為については、社会福祉士及び介護福祉士法などに位置付けられるとしている。

#### ■医行為をめぐる議論が再燃

会合では、構成員の三上裕司氏（日本医師会常任理事）が、たんの吸引と経管栄養を介護福祉士の業務として位置付けるのではなく、医行為から外すべきと改めて主張した。これに対し、多くの構成員からは反対意見が続出。議論は平行線をたどった。結局、たんの吸引や経管栄養について、医行為ではない行為とすべきとする意見があった点を付記することで、中間まとめ案は了承された。



「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」の6回目の会合（12月13日、厚労省内）

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにはブログたまにはチェック

